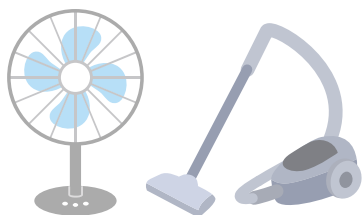


粗大ごみ(申込制) 年4回

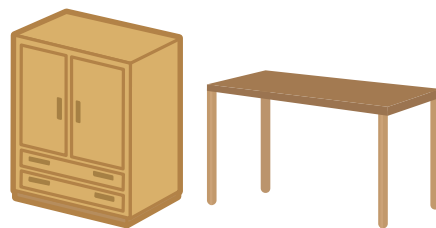
指定袋の対象外

- 縦、横、高さのいずれか最も長い辺が50cm以上のものが粗大ごみとなります。(50cm未満のものは、その性状に応じて「もやせる物」「リサイクルする物」等に分別してください。)※各リサイクル法対象品を除きます。→P.16-17を参照
- 事前に竹原市への申し込みが必要です。【先着順】(手数料無料)
- 2人で積み込みできるものが1品の最大です。(80kg程度)
- 収集当日の朝8時まで、申込時に申し合わせた場所へ搬出してください。
- 住宅内や申し合わせた場所以外からの運び出しは一切できません。

家電製品



家具類

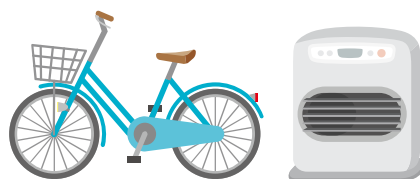


※各リサイクル法対象品を除きます。→P.16-17を参照

寝具類



乗り物 その他



粗大ごみの出し方・注意点

- 事前に竹原市への申し込みが必要です。(電話または来庁)【先着順】
申込開始日：前回の粗大ごみの申込締切日の次の日から
申込締切日：収集日の7日前まで(該当日が祝日等の場合は、その前週の最終開庁日)【例：収集日が第3月曜日の場合は、第2月曜日が申込締切日】または、申込件数が上限に達するまで
- 1回の収集で1世帯につき合計3品まで収集します。(収集手数料無料)
- ごみカレンダーの番号、住所、氏名、日中連絡の取れる電話番号をお伝えください。
- 受付時にお伝えする「受付番号」を任意の紙に大きく記入し、収集する品物にそれぞれ貼り付けてください。(収集当日に在宅する必要はありません。)
- 収集当日の朝8時まで、申込時に申し合わせた場所へ搬出してください。
- 収集日は申し込みがあった場所を巡回して収集するため、申込件数によっては収集時間が正午をすぎる場合があります。



粗大ごみの出し方のポイント

布団・毛布



※毛布・布団は2枚をまとめて十字に縛ることで、1枚を1品として扱います。



※木材は直径20cm未満かつ長さ150cm未満のものに限ります。

※伸縮ポール、ゴルフクラブ、木や枝等の棒状のものは、同種類のものに限り、10本以下を縛って束ねることで、1束を1品として扱います。(ただし、散らばらないよう2か所以上をきつく留めること)

収集日		収集区域 ※収集場所が基準
5月 8月 11月 2月	第1月	竹原町（JR線以北）、 中央一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	第2月	竹原町（JR線以南）、塩町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
	第3月	下野町（中通小学校区）、新庄町（正部のみ）、 本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 田ノ浦一丁目・二丁目・三丁目、 港町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	第4月	下野町（竹原西小学校区）、吉名町
6月 9月 12月 3月	第1月	忠海中町二丁目・三丁目・四丁目
	第2月	小梨町（小吹のみ）、高崎町、福田町、 忠海長浜一丁目・三丁目、 忠海床浦一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、忠海中町一丁目
	第3月	忠海東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	第4月	田万里町、仁賀町、西野町、新庄町（正部以外）、東野町、 小梨町（小吹以外）